

○豊見城市自治会放送施設整備事業補助金交付要綱

平成25年1月22日告示第8号

(目的)

**第1条** この要綱は、地域住民への連絡体制の充実及び災害時等における緊急連絡の整備強化を図る目的で、放送施設の整備に要する費用について、豊見城市自治会放送施設整備事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関し、豊見城市補助金等の交付に関する規則（平成2年豊見城村規則第2号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自治会放送施設 地域住民への連絡を目的とした、無線及び有線の放送施設
- (2) 整備 自治会放送施設の修繕、移設若しくは更新又は新設

(補助対象経費)

**第3条** 補助金の交付の対象となる経費は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるところとする。

- (1) 無線放送施設 アンプ、基地局、中継局及び屋外拡声子局の整備に要する経費
- (2) 有線放送施設 アンプ、電線（ワイヤー等を含む。）、屋外拡声子局及び引込支柱（簡易引込及び土台等を含む。）の整備に要する経費

(補助金の額)

**第4条** 補助金の額は、前条の補助対象経費の2分の1以内とする。

(交付申請)

**第5条** 補助金の交付の申請を行おうとする自治会は、豊見城市自治会放送施設整備事業補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請により補助金の交付を受けた自治会は、補助金交付年度以降、施設の耐用年数が経過するまで、再度の交付申請を行うことはできない。ただし、災害等により自治会放送施設の破損等が生じた場合は、この限りではない。

(補助金の交付決定)

**第6条** 市長は、前条第1項の規定による交付申請があった場合は、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、その内容が適正と認めるときは、補助金の交付を決定し、その内容を豊見城市自治会放送施設整備事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(実績報告)

**第7条** 前条の規定による決定を受けた自治会は、整備が完了した場合は、速やかに豊見城市自治会放送施設整備事業補助金実績報告書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

(1) 整備に要した経費に係る領収書及びその他経費が確認できる書類

(2) 写真又はその他整備の状態が確認できる書類

(補助金額の確定)

**第8条** 市長は、前条の規定による報告があった場合は、これを審査し、整備が適正に実施されていると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、豊見城市自治会放送施設整備事業補助金額確定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(補助金の請求)

**第9条** 前条の規定による通知を受けた自治会は、市長に対し、速やかに豊見城市自治会放送施設整備事業補助金請求書（様式第5号）により補助金の交付を請求しなければならない。

(決定の取消し及び返還)

**第10条** 市長は、自治会が虚偽その他不正の手段により補助金の交付決定を受けたときは、補助金交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金の交付を受けたときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

**第11条** この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成25年4月1日から施行する。

(自治会活動の推進に関する補助金交付規程の一部改正)

2 自治会活動の推進に関する補助金交付規程（昭和50年豊見城村告示第43号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（平成29年1月25日告示第9号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。